

優良工事の公表に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀市工事成績評定要領（平成17年10月1日施行。以下「評定要領」という。）に基づく成工検査の結果、工事成績が優れていた工事及びその請負業者を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表は、評定要領第2条に定める評定の対象工事及びその請負業者のうち、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものを対象として行うものとする。

- (1) 月別優良工事 1月間に成工検査が完了した工事のうち、評定要領に基づく工事成績が80点以上であったもの
- (2) 年度別優良業者 佐賀市建設工事功労賞表彰要綱第3条の規定に基づき、土木部門及び建築部門において表彰されたもの

(公表の方法)

第3条 公表は、佐賀市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

2 月別優良工事の公表は、成工検査が完了した日の属する月の翌月に、様式第1号により行うものとする。

3 年度別優良業者の公表は、佐賀市建設工事功労賞表彰要綱第6条の規定に基づき、様式第2号により行うものとする。

(公表の期間)

第4条 公表の期間は、前条の規定により公表を行った日から起算して1年間とする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか公表に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行し、月別優良業者の公表にあつては平成17年1月以降に、年度別優良業者の公表にあつては平成16年度以降に完了した成工検査に係る工事からそれぞれ適用する。

附 則

令和3年4月20日、第2条第1項第1号中「85点」を「80点」に改める。
なお、この改正は、令和3年6月以降に成工検査が完了した工事から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から適用する。